

令和8年7月3日付け公告第154号
『福島県事業執行管理システム等機器賃貸借』に係る一般競争入札

入札説明書

福島県

目 次

番号	内 容	ページ
1	入札説明書（本文）	3 ～ 9
2	別記 1、別記 2（福島県財務規則抜粋）	10 ～ 12
3	様式 様式 1 福島県事業執行管理システム等機器賃貸借一般競争入札 参加資格確認申請書 様式 2 福島県事業執行管理システム等機器賃貸借一般競争入札 参加資格確認通知書 様式 3-1 入札書 様式 3-2 見積書 様式 4 委任状 様式 5 福島県事業執行管理システム等機器賃貸借一般競争入札 出席届 様式 6 入札保証金納付免除申請書 様式 7 納入実績証明書 様式 8 納入実績証明願 様式 9 福島県事業執行管理システム等機器賃貸借一般競争入札 仕様書等に関する質問書 様式 10 福島県事業執行管理システム等機器賃貸借一般競争 入札仕様書等に関する回答書 様式 11 セキュリティ同意書 様式 12 技術責任者通知書 様式 13 技術責任者経歴書 様式 14 オペレータ経歴書 様式 15 下請通知書 様式 16 元請・下請関係者一覧表 様式 17 納入仕様書	13 ～ 53
4	福島県事業執行管理システム等機器賃貸借に関する契約書（案） 個人情報取扱特記事項	54 ～ 65
5	福島県事業執行管理システム等機器賃貸借及び運用保守業務仕様書	66 ～ 92

入札説明書

この入札説明書は、福島県事業執行管理システム等機器賃貸借について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が、遵守しなければならない事項を定めたものである。

1 入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

福島県事業執行管理システム等機器一式（据付け、調整、機器保守、運用管理、移行対象システムの移行等を含む。）

(2) 借入物品の仕様等

仕様書による。

(3) 借入期間

令和9年1月1日から令和13年12月31日まで

(4) 借入物品の納入場所

福島県内の別に指示する場所

2 契約条項を示す場所及び期間、入札説明書の閲覧場所及び期間

(1) 契約条項を示す場所及び入札説明書の閲覧場所

郵便番号960-8670 福島市杉妻町2番16号

福島県土木部土木総室土木総務課

電話024-521-7454 F A X 024-521-7954

(2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の閲覧期間

令和8年7月3日（金）から令和8年8月18日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加をする者に必要な資格の確認を受けた単独の者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれの規定にも該当しない者であること。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

- (4)当該物品又はこれと同程度の機能及び規模を有する物品について、過去 10 年間に於いて国及び地方公共団体に納入した実績があり、かつ、確実に納入できる者であること。
- (5)当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- (6)当該物品の運用管理にあたり、当該物品又はこれと同程度の機能及び規模を有する物品の運用管理に関する業務の経験を 3 年以上有する者を常駐させることができる者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより提出し、3に規定する入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和 8 年 7 月 3 日（金）から 7 月 1 4 日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 提出場所

郵便番号 9 6 0 - 8 6 7 0
福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号
福島県土木部土木総室土木総務課
電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 4 8 8
F A X 0 2 4 - 5 2 1 - 7 9 5 4

(3) 提出方法

郵送又は持参による。

ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、令和 8 年 7 月 1 4 日（火）午後 5 時まで必着とする。

(4) 提出書類

ア 全般、3 (1)～3 (3)関係

様式 1 「福島県事業執行管理システム等機器賃貸借一般競争入札参加資格確認申請書」

イ 3 (4) 関係

(ア) 納入実績を証明する書類

- ・納入先が福島県の場合

様式 7 「納入実績証明書」、様式 7 に記載した実績を示す契約書の写し

- ・納入先が福島県以外の場合

様式 7 「納入実績証明書」、様式 8 「納入実績証明願」

納入実績証明願（様式 8）を添付できない場合は、内容等を証明できる書類

(イ) 納入の确实性を証明する書類

納品確約書（任意様式）

※会社の住所、商号又は名称、代表者職・氏名を記載

ウ 3 (5) 関係

保守体制及び計画書（任意様式）

※当該物品に係る保守、修理及び部品供給等の体制、システムの安定稼働を図るための方策、緊急時の対応等を記載。会社の住所、商号又は名称、代表者職・氏名を記載、申請者の実印を押印

エ 3 (6) 関係

様式14「オペレータ経歴書」

オ 納入する機器仕様

様式17「納入仕様書」

※当該様式に記載した事項が明記されているカタログ等の資料を添付すること。

また、資料にはNo.を付け、当該様式の資料No.と合致させるとともに、資料の該当ページに付箋を付ける等、容易に検索できる工夫を施すこと。

カ 5(4) 関係

様式6「入札保証金納付免除申請書」

(5) その他

提出書類に関して、県から説明や追加資料の作成等を求められた場合は、対応しなければならない。なお、対応しない場合は、入札参加者の対象外とする。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札前までに入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあたっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの、又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 入札者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を6(1)に掲げる日時までに4(2)に掲げる場所まで提出すること。
- (4) 財務規則第249条第1項各号（別記1）のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
第1号に該当する場合は、様式6「入札保証金納付免除申請書」を土木総務課へ提出することとし、開札日に入札保証保険証券原本を提示すること。（このとき、証券原本は返却しないので留意すること。）
第2号に該当し、入札保証金納付の免除を希望する者は、様式6「入札保証金納付免除申請書」、様式7「納入実績証明書」、様式8「納入実績証明願」により申請すること。
- (5) 入札保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

6 入札の方法及び開札等

(1) 入札、開札の日時及び場所

日時：令和8年8月19日（水） 午前11時00分

場所：福島県福島市杉妻町2番16号

福島県庁本庁舎4階土木総務課分室

※郵送で入札する場合は、福島県庁本庁舎4階土木総務課へ書留郵便で送付すること。（令和8年8月18日（火）17時00分まで必着）

(2) 入札者は、下記の書類を持参し県の確認を受けること。

ア 様式2「福島県事業執行管理システム等機器賃貸借一般競争入札参加資格確認通知書」

(3) 入札者は、入札前に下記の書類を提出すること。

ア 様式4「委任状」 ※代理人が出席する場合

イ 様式5「福島県事業執行管理システム等機器賃貸借一般競争入札出席届」

- (4) 入札保証金を納付する入札者は、入札保証金を納付した領収書を提示すること。
- (5) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (6) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札した者を落札者とする。ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を落札者とするところがある。
- (7) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいない時は、直ちにその場所において再度入札に付すものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については、棄権したものと見なす。再度入札に付しても落札者が決定しない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約を行う。

7 入札書の提出方法

- (1) 様式3-1「入札書」を封筒に入れて密封し、封筒に下記の事項を記載すること。
 - ア 氏名（法人にあたっては、商号又は名称）
 - イ [令和8年8月19日開札「件名：福島県事業執行管理システム等機器賃貸借」の入札書在中]
- (2) 入札書を書留郵便で提出する場合は、二重封筒とし、中封筒及び外封筒に上記を記載し、期限必着となるよう郵送すること。なお、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書の記載
 - ア 入札書に記載された金額（税抜価格）に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。なお、入札者は、消費税に係る課税事業者、免税事業者を問わず、見積金額の110分の100に相当する金額（税抜価格）を入札書に記載すること。
 - イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印をすること。
 - ウ 代理人で入札する場合は、入札書に、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の他に、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

8 入札に関する事項

- (1) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (2) 入札者は、下記に該当する者を代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 開札場所には、様式5「福島県事業執行管理システム機器賃貸借一般競争入札出席届」に記載のない者は入場できない。
- また、開札開始後に、開札会場に入場することはできない。
- (4) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

9 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

10 入札の無効

下記に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書の規定に違反した入札
- (3) 郵送の場合、所定の日時、場所までに到達しない場合の入札
- (4) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (5) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (6) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (7) 入札書に記名押印がない入札（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札を含む）
- (8) 金額を訂正した入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

11 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札した者を落札者とする。
- ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
- この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

1.2 落札者決定の通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について通知をするので、通知を必要とする者は発注者に申し出ること。

1.3 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記2）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

1.4 契約書等の作成

- (1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書（案）に異議がなければ記名押印し、発注者に送付すること。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。

1.5 賃貸借料の支払い条件

(1) 賃貸借料月額の計算

賃貸借契約は機器賃貸料等の総額で契約し、1(3)の始期から起算し契約終了までを賃貸借期間として月毎に計算する。

(2) 賃貸借料月額の計算における端数処理

賃貸借期間中の各月の賃貸借料は、賃貸借料の総額を賃貸借期間中の月数（以下「賃借月数」という。）で除した額を賃貸借料の月額（以下「平均賃貸借料月額」という。）とし、平均賃貸借料月額又は平均賃貸借料月額により算出される取引に係る消費税及び地方消費税の額に1円未満の端数が生じたときは、賃貸借料の総額から、取引に係る消費税及び地方消費税の額を除いた賃貸借料を賃借月数で除して算出した額と当該平均賃貸借料月額から算出される取引に係る消費税及び地方消費税の額の総額に1円未満の端数を生じない平均賃貸借料月額以下の近似値の額（以下「調整月額料」という。）を各月の賃貸借料とし、賃借料総額から調整月額料に賃借月数を乗じた額を減じた額を賃貸借期間の最初の月の賃借料に加算するものとする。

ただし、調整月額料によって算出された最初の月の賃借料に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(3) 賃借料の支払い

毎月10日までに前月分の賃借料の支払いを請求するものとし、県は請求書を受理した日から30日以内に賃借料を支払う。

1.6 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

1 7 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

1 8 苦情の申し立て

すべての入札者は、本契約に係る入札等について政府調達に関する協定の規定に違反する調達が行われたと判断する場合は、調達をする発注者等へ協議又は苦情を申し出ることができる。

1 9 仕様等に関する質問及び回答

仕様等に関して質問があるときは、下記のとおり行うこと。

- (1) 質問は、様式 9 「福島県事業執行管理システム等機器賃貸借一般競争入札仕様書等に関する質問書」（以下「質問書」という。）により行うこと。電話など口頭及び郵送による質問は、受け付けない。
- (2) 質問書の提出は、2 (1) に F A X 送付することとし、送付後、電話で確認を取ること。
- (3) 質問書に対する回答は、様式 1 0 「福島県事業執行管理システム等機器賃貸借一般競争入札仕様書等に関する回答書」により福島県土木部企画技術総室土木企画課のホームページへ掲載するとともに、上記 4 の (2) に掲げる場所で閲覧に供する。

土木企画課ホームページ <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025a/>

- (4) 質問の受付期間は、公告のあった日から令和 8 年 7 月 1 4 日（火） 1 7 時 0 0 分までとする。

2 0 入札説明書の取り扱い

入札説明書の受領者は、納入仕様書作成以外の目的で次の行為を行ってはならない。

- (1) 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
- (2) 第三者への配布を目的とした本説明書の複写
- (3) 第三者への本説明書複写物の配布

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第249条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他別に定めるとき。

2

（略）

福島県財務規則施行通達（抜粋）

第249条関係

- 1 第1項第2号については、契約の相手方が、官公署と複数年にわたる契約を締結している場合、当該契約に係る期間が過去2年間にあるときは、当該契約の締結時期が過去2年間になくても、過去2年間に当該契約を締結したものとみなす。また、当該契約のすべてが履行されていなくても、部分払などにより履行が確認されればよい。
- 2 第1項第4号の「その他別に定めるとき」とは、工事の請負契約、測量等の委託契約、物品の購入契約、森林整備業務の委託契約、庁舎等維持管理業務の委託契約、自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付契約に係る条件付一般競争入札（第266条において準用する場合を含む。）及び林産物の売払契約における指名競争入札を行うときをいう。

別記 2

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1 件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあつては 100 分の 5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しを拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

2

(略)

様式 1

福島県事業執行管理システム等機器賃貸借
一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

福島県知事 内堀雅雄 様

(〒 —)

住 所

(ふりがな)

商号又は名称

代表者職・氏名

電 話 番 号 (— —)

F A X 番 号 (— —)

(作成担当者 職・氏名)

令和 8 年 月 日付け第 号で公告がありました福島県事業執行管理システム等機器賃貸借の一般競争入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件等を満足することを示す書類を添付して、資格の確認を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違なく、かつ、下記についても満足していることを誓約します。

記

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項のいずれの規定にも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

注 後日資格確認通知書を送付しますので、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、84円切手を貼った長3号封筒をこの申請書と併せて提出してください。

※提出不要

様式 2

福島県事業執行管理システム等機器賃貸借
一般競争入札参加資格確認通知書

8 土第 号
令和 8 年 月 日

様

福島県知事 内堀雅雄

先に申請のありました標記の特定調達契約に係る入札参加資格については、下記のとおり確認したので、お知らせします。

記

1 入札参加資格の有無

公告日及び番号	令和 8 年 月 日 公告 第 号
借入物件名 及び数量	福島県事業執行管理システム等機器賃貸借一式
本公告に係る 入札参加資格 の有無	有り ・ 無し
※入札参加資格 がないと認め た理由	

2 入札参加資格有りとされた方に対する条件

- (1) 納入物件は、入札説明書及び貴社が作成した納入仕様書に示した仕様に基づき入札してください。
- (2) この確認通知以降、納入仕様の変更は認められません。
- (3) この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を求められますので、開札日に必ず持参してください。

3 入札参加資格がないと通知された方への説明

入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

入 札 書

金 額		億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
-----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

借入物品及び数量 福島県事業執行管理システム等機器賃貸借一式
借入物品の納入場所 福島県の指定する場所
借 入 期 間 令和9年1月1日から令和13年12月31日まで

上記のとおり入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

※（押印を省略する場合のみ余白に記載）

本人責任者
氏名
所属部署名
連絡先（電話番号）
本件事務担当者
氏名
所属部署名
連絡先（電話番号）

福島県知事 内堀 雅雄 様

- 注) 1 金額の文字の頭に、¥を付すこと。
2 再度入札の場合は、入札書の前に「再」と記入すること。

様式3-2 (再入札不調時に随意契約に移行する場合)

見 積 書

金 額		億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
-----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

借入物品及び数量 福島県事業執行管理システム等機器賃貸一式
借入物品の納入場所 福島県の指定する場所
借 入 期 間 令和9年1月1日から令和13年12月31日まで

上記のとおり見積いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

※ (押印を省略する場合のみ余白に記載)

本人責任者

氏名

所属部署名

連絡先 (電話番号)

本件事務担当者

氏名

所属部署名

連絡先 (電話番号)

福島県知事 内堀 雅雄 様

注) 1 金額の文字の頭に、¥を付すこと。

2 再度見積の場合は、見積書の前に「再」と記入すること。

様式4

委 任 状

私は、都合により次の者を代理人と定め下記事項を委任します。

記

令和 年 月 日に執行される「福島県事業執行管理システム等機器賃貸借」の入札及び見積に関する一切の権限。

令和 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄 様

委任者 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

受任者 職名又は住所
氏 名

(本件一般競争入札について、代理人が出席する場合に必要)

様式5

福島県事業執行管理システム等機器賃貸借
一般競争入札出席届

令和 年 月 日

入札参加者 住 所
(ふりがな)
商号又は名称
代表者職・氏名

1 公 告 日 令和 年 月 日

2 公 告 第 号

3 出 席 者

(1) 代表者（個人の場合は本人）又は代理人

会 社 名	役 職 名	氏 名	備 考

(2) その他出席者

会 社 名	役 職 名	氏 名	備 考

様式6

入 札 保 証 金 納 付 免 除 申 請 書

令和 年 月 日

福島県知事 内堀雅雄 様

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

「福島県事業執行管理システム機器賃貸借一式」の調達契約に係る一般競争入札の入札保証金の納付を免除されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）
- 2 入札参加者が、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証する納入実績証明書（様式7。福島県が発注した契約については、証明書に代えて契約書の写を添付することができる。）。

(注) 提出書類により1又は2に○印を付してください。

様式8

納 入 実 績 証 明 願

令和 年 月 日

様

納入者 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

一般競争入札の入札（契約）保証金免除申請のため、福島県に提出する必要がありますので、下記物品の納入実績を証明願います。

記

納入物品名	
納入場所	
契約年月日	
納入の形態	物品の納入 賃貸借 その他（ ）
納 入 日	
納入物品の仕様・数量	
契約金額	

上記のとおり納入したことを証明します。

令和 年 月 日

証明者

(注) 契約金額は契約単価でもよい。(消費税を含む。)

福島県事業執行管理システム等機器賃貸借
一般競争入札仕様書等に関する質問書

令和 年 月 日

福島県土木部土木総務課長 様

質問者 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名
担当者職・氏名
電 話 番 号 (- -)
F A X (- -)

冊子名及び 該当ページ	質 問 項 目	質 問 の 趣 旨 ・ 内 容

- (注)
- 1 質問書はFAXにより送信した後、必ず電話で着信の確認をすること。
 - 2 電話など口頭及び郵送による質問は受け付けない。
 - 3 記載欄が不足する場合は、この書式を複写して記載すること。
 - 4 冊子名及び該当ページ欄には、「入札説明書」、「仕様書」等の区分とその該当ページを記載すること。
 - 5 回答の内容は、後日、質問担当者宛連絡するとともに、福島県土木部土木総務課で閲覧に供する。

様式 10

福島県事業執行管理システム等機器賃貸借
一般競争入札仕様書等に関する回答書

令和 年 月 日

様

福島県土木部土木総務課長
(公 印 省 略)

質 問 項 目	質 問 内 容	回 答

(注) 質問に対する回答は、別途、福島県土木部土木総務課で閲覧に供する。

様式 1 1

セキュリティ同意書

令和 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄 様

受注者 住 所
氏 名

福島県事業執行管理システム等機器賃貸借に関する契約については、下記事項について同意して業務を履行いたします。

記

- 1 本契約の履行にあたっては、本件契約書及び福島県が定める情報セキュリティに関する規定等を遵守いたします。
- 2 業務の遂行にあたり、提供を受けた資料及びデータ等は、本契約の履行以外には使用しません。
- 3 提供を受けた資料及びデータ等は、本契約に従事する者以外に、漏洩がないように厳格に管理を行います。
また、その資料及びデータ等を保持する必要がなくなった場合には、発注者の指示に従い、速やかに消去又は返還し、書面にて別途報告します。
- 4 データ等のセキュリティ管理については、発注者の指導に従い、求めに応じて状況を報告します。
- 5 本契約の従事者には、秘密保持義務について指導・監理いたします。

様式12

令和 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄 様

受注者 住 所
氏 名

技術責任者通知書

標記について、下記のとおり定めたので、経歴書を添え届けます。

記

- 1 契約の名称
- 2 技術責任者

様式13

技術責任者経歴書

1 氏 名

2 生年月日

3 最終学歴

4 社内での職名・業務内容

5 取得資格等

6 業務経歴

様式14

オペレータ経歴書

1 氏 名

2 生年月日

3 最終学歴

4 社内での職名・業務内容

5 取得資格等

6 業務経歴

下 請 通 知 書

年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄 様

(受注者)
名 称

代表者

㊟

令和 年 月 日契約の福島県事業執行管理システム等機器賃貸借及び保守に関する契約について、下記のとおり通知します。

元 請 業 者	番 号 1	商号又は名称		
		代 表 者		
		請 負 金 額		
		技 術 責 任 者		
下 請 業 者	番 号 2	商号又は名称		
		代 表 者		
		所 在 地		
		予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
		下 請 の 内 容		
		技 術 責 任 者		
			直上の元請の番号	1
	番 号 3	商号又は名称		
		代 表 者		
		所 在 地		
		予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
		下 請 の 内 容		
技 術 責 任 者				
		直上の元請の番号		
番 号	商号又は名称			
	代 表 者			
	所 在 地			
	予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
	下 請 の 内 容			
	技 術 責 任 者			
		直上の元請の番号		

〔記入上の注意〕

- 1 全ての下請関係について記載すること。
- 2 「下請契約金額」の欄は、2次以下の下請契約についても契約金額を記載すること。
- 3 「直上の元請の番号」の欄は、その業務を発注した業者の番号を記載すること。例えば番号2の業者が番号3の業者と下請契約を締結した場合、番号3の業者の「直上の元請の番号」は2となる。
- 4 記載欄が不足する場合は複数枚があってもかまわない。

元請・下請関係者一覧表

元請業者	番号	商号又は名称		
	号	代 表 者		
	1	技 術 責 任 者		
下請業	番号	商号又は名称		直上の元請の番号
		代 表 者		1
		所 在 地		
	2	予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
		下 請 の 内 容		
		技 術 責 任 者		
業	番号	商号又は名称		直上の元請の番号
		代 表 者		
		所 在 地		
	3	予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
		下 請 の 内 容		
		技 術 責 任 者		
者	番号	商号又は名称		直上の元請の番号
		代 表 者		
		所 在 地		
		予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
		下 請 の 内 容		
		技 術 責 任 者		

(様式17)

納入仕様書(ハードウェア関係)

会社名: _____

1) 仮想化統合サーバ(実稼働機系)

仕 様		適合状況欄 見積機種/製品仕様を記述のこと	資料No.
見積時選定機種			
数量		3	
※以下の欄での記述は、1台あたりの仕様・数量を記述する			
本体外観		19インチラック搭載型	
CPU	プロセッサ種別	Intel Xeon Gold プロセッサ(2.90GHz)以上	
	コア数	24コア以上	
メモリ	容量	搭載:128GB以上	
HDD	論理容量	600GB以上	
	回転数	10,000回転/分以上	
	ホットスペア	1台以上	
RAIDコントローラ	RAIDレベル	RAID1もしくはRAID5	
	キャッシュメモリ	2GB以上	
インターフェース	Fiber Channel	16Gbpsまたは32Gbpsポート×2以上	
	Ethernet	1000BASE-Tポート×8以上	
	USB	2ポート以上	
電源	冗長化(ホットプラグ対応) AC 100/200V対応 50/60Hz対応		
ファン	冗長化		
搭載OS	仮想化ハイパーバイザとして、Windows Server 2025 Hyper-Vを使用する。なお、仮想化統合サーバ上では、Windows Server 2019/2022/2025 の各エディションのゲストOSが無制限で利用できること。		

2)仮想化統合サーバ(開発・テスト系)

仕 様		適合状況欄 見積機種/製品仕様を記述のこと	資料No.
見積時選定機種			
数量		2	
※以下の欄での記述は、1台あたりの仕様・数量を記述する			
本体外観		19インチラック搭載型	
CPU	プロセッサ種別	Intel Xeon Gold プロセッサ(2.80GHz)以上	
	コア数	16コア以上	
メモリ	容量	搭載:96GB以上	
HDD	論理容量	3.6TB以上	
	回転数	10,000回転/分以上	
	ホットスペア	1台以上	
RAIDコントローラ	RAIDレベル	RAID1もしくはRAID5	
	キャッシュメモリ	2GB以上	
インターフェース	Ethernet	1000BASE-Tポート×8以上	
	USB	2ポート以上	
電源		冗長化(ホットプラグ対応) AC 100/200V対応 50/60Hz対応	
ファン		冗長化	
搭載OS		仮想化ハイパーバイザとして、Windows Server 2025 Hyper-Vを使用する。なお、仮想化統合サーバ上では、Windows Server 2019/2022/2025の各エディションのゲストOSが無制限で利用できること。	

3)BIサーバ

仕 様		適合状況欄 見積機種/製品仕様を記述のこと	資料No.
見積時選定機種			
数量		1	
※以下の欄での記述は、1台あたりの仕様・数量を記述する			
本体外観		19インチラック搭載型	
CPU	プロセッサ種別	Intel Xeon Bronze プロセッサ(2.10GHz)以上	
	プロセッサ数	搭載:1以上	
		最大:2	
メモリ	容量	搭載:32GB以上	
HDD	論理容量	1.2TB以上	
	回転数	10,000回転/分以上	
RAIDコントローラ	RAIDレベル	RAID1もしくはRAID5	
	キャッシュメモリ	2GB以上	
インターフェース	Ethernet	1000BASE-Tポート×4以上	
	USB	2ポート以上	
電源	冗長化(ホットプラグ対応) AC 100/200V対応 50/60Hz対応		
ファン	冗長化		
搭載OS	Windows Server 2025 Standard		

4) 電子納品保管管理拠点統合サーバ

仕 様		適合状況欄 見積機種/製品仕様を記述のこと	資料No.
見積時選定機種			
数量		1	
※以下の欄での記述は、1台あたりの仕様・数量を記述する			
本体外観		19インチラック搭載型	
CPU	プロセッサ種別	Intel Xeon Silver プロセッサ(2.40GHz)以上	
	プロセッサ数	搭載:1以上	
		最大:2以上	
メモリ	容量	搭載:16GB以上	
HDD	論理容量	12TB以上	
	回転数	7,200回転/分以上	
RAIDコントローラ	RAIDレベル	RAID1もしくはRAID5	
	キャッシュメモリ	2GB以上	
インターフェース	Ethernet	1000BASE-Tポート×2以上	
	USB	2ポート以上	
電源		冗長化(ホットプラグ対応) AC 100/200V対応 50/60Hz対応	
ファン		冗長化	
搭載OS		Windows Server 2025 Standard	

5) 仮想化統合サーバ用ストレージ

仕 様		適合状況欄 見積機種/製品仕様を記述のこと	資料No.
見積時選定機種			
数量		1	
※以下の欄での記述は、1台あたりの仕様・数量を記述する			
本体外観	19インチラック搭載型		
	・基本筐体		
	・ディスクエンクロージャ		
HDDまたはSSD	論理容量	7TB以上	
	回転数	15,000回転/分以上	
	ホットスペア	1台以上	
コントローラ	RAIDレベル	RAID10	
	冗長化	コントローラを2台搭載し冗長化を行うこと	
	キャッシュメモリ	搭載容量:コントローラ毎に64GB以上	
メモリバッテリーバックアップ時間:無制限(専用エリアへ退避)			
SSD2次キャッシュ	論理容量	400GB	
	冗長化	2台搭載し冗長化を行うこと	
インターフェース	Fiber Channel	コントローラ毎に16Gbpsまたは32Gbps ポート×4以上	
冗長性	コントローラ、キャッシュ、電源(AC 100/200V対応 50/60Hz対応)、ファンなど主要コンポーネントを冗長化		

6)運用管理サーバ

仕 様		適合状況欄 見積機種/製品仕様を記述のこと	資料No.
見積時選定機種			
数量		1	
※以下の欄での記述は、1台あたりの仕様・数量を記述する			
本体外観		19インチラック搭載型	
CPU	プロセッサ種別	Intel Xeon Goldプロセッサ(2.90HGz)以上	
	プロセッサ数	搭載:2(片系当り) 以上 最大:2(片系当り) 以上	
メモリ	容量	搭載:256GB以上 (ミラーリング構成:利用可能容量 128GB以上)	
HDD	論理容量	1.2TB(片系当り)以上	
	回転数	10,000回転/分以上	
インターフェース	Ethernet	1000BASE-Tポート×4 以上	
	USB	2ポート以上	
電源		冗長化(ホットプラグ対応)、AC 100/200V対応 50/60Hz対応	
搭載OS		Windows Server 2022 Standard または Windows Server 2025 Standard	

7)バックアップサーバ

仕 様		適合状況欄 見積機種/製品仕様を記述のこと	資料No.
見積時選定機種			
数量		1	
※以下の欄での記述は、1台あたりの仕様・数量を記述する			
本体外観		19インチラック搭載型	
CPU	プロセッサ種別	Intel Xeon Silver プロセッサ(2.40GHz)以上	
	プロセッサ数	搭載:1以上	
メモリ	容量	搭載:32GB以上	
HDD	論理容量	600GB以上	
	回転数	10,000回転/分以上	
	ホットスペア	1台以上	
RAIDコントローラ	RAIDレベル	RAID1もしくはRAID5	
	キャッシュメモリ	2GB 以上	
インターフェース	Ethernet	1000BASE-Tポート×8以上	
	USB	2ポート以上	
電源	冗長化(ホットプラグ対応) AC 100/200V対応 50/60Hz対応		
ファン	冗長化		
搭載OS	Windows Server 2025 Standard		

8)バックアップ装置

仕 様		適合状況欄 見積機種/製品仕様を記述のこと	資料No.
見積時選定機種			
数量		1	
※以下の欄での記述は、1台あたりの仕様・数量を記述する			
本体外観		19インチラック搭載型	
インターフェース	Ethernet	1000BASE-Tポート×6以上	
装置容量	物理容量	8TB以上	
	論理容量 (20倍圧縮時)	104TB以上	
機能		重複排除/圧縮機能を搭載していること	
		ディスクドライブに同時に三重障害が発生した場合でも、データ損失を回避できること。	

9)負荷分散装置

仕 様		適合状況欄 見積機種/製品仕様を記述のこと	資料No.
見積時選定機種			
数量	2		
※以下の欄での記述は、1台あたりの仕様・数量を記述する			
本体外観	19インチラック搭載型		
インターフェース	Ethernet 1000BASE-Tポート×4以上		
HDD	500GB以上		
最大スループット(負荷分散時)	2Gbps以上		
SSL	1,000TPS以上		
メモリ	容量 16GB以上		
機能	分散モードのレベルアップ/レベルダウン機能を有すること。		
	SSLアクセラレーション機能を有すること。		
	HTTP圧縮機能を有すること。		
	cookie挿入によるセッション維持機能を有すること。		
	LCDディスプレイおよび操作キーを搭載していること。		
その他	2台構成で障害時にフェイルオーバーを行うこと。		

10)ファイアウォール

仕 様		適合状況欄 見積機種/製品仕様を記述のこと	資料No.
見積時選定機種			
数量	2		
※以下の欄での記述は、1台あたりの仕様・数量を記述する			
本体外観	19インチラック搭載型		
インターフェース	Ethernet 10/100BASE-TXポート×10以上		
ファイアウォール・パフォーマンス (ラージパケット)	3Gbps以上		
最大同時セッション数	1,300,000以上		
ポリシー数	5,000以上		
最大セキュリティゾーン数	40以上		
動作モード	レイヤ2(透過)モード レイヤ3(ルート/NAT)モードが使用できること。		
アドレス変換	ネットワーク・アドレス変換(NAT)、IPマッピング機能が使用できること。		
フィルタリング機能	ステートフルパケットインスペクション型であり、ポリシーを設定することでパケットの通信を許可、遮断することを制御できること。		
SNMP	SNMPv2に対応していること。		
その他	2台構成で障害時にフェイルオーバーを行うこと。		

11)レイヤ2スイッチ

仕 様		適合状況欄 見積機種/製品仕様を記述のこと	資料No.
見積時選定機種			
数量	8		
※以下の欄での記述は、1台あたりの仕様・数量を記述する			
本体外観	19インチラック搭載型		
スイッチング容量	128Gbps以上		
処理能力	95Mpps以上		
インターフェース	Ethernet 1000BASE-Tポート×24以上		
VLAN機能	IEEE802.1qに準拠		
スパンニングツリー	STP(IEEE802.1D),RSTP(IEEE802.1w),MSTP(IEEE802.1s)に準拠		
SNMP	SNMPv1、SNMPv2c、SNMPv3に対応していること。		
その他	スタック接続が行える機能を有すること。		
	2台×4式でスタック接続を行うので、その際に必要となる機器があればそれらも含めること。		

12)ラック機器

仕 様		適合状況欄 見積機種/製品仕様を記述のこと	資料No.
見積時選定機種			
数量	1式		
※以下の欄での記述は、1台あたりの仕様・数量を記述する			
コンソールユニット	モニタ	17インチTFTカラー液晶×2台以上 (水平1280×垂直1024(最大)以上)	
	キーボード	日本語キーボード×2台以上	
	マウス	オプティカル方式マウス×2台以上	
	サーバスイッチユニット	サーバスイッチユニット×2台以上 (サーバの画面表示とキーボード・マウス操作が可能で、8台のサーバを切り替えて操作することが可能であること)	
その他	接続に必要なケーブルを準備すること。		

13)DVD-ROM 装置

仕 様		適合状況欄 見積機種/製品仕様を記述のこと	資料No.
見積時選定機種			
数量	2		
※以下の欄での記述は、1台あたりの仕様・数量を記述する			
本体外観	外付け型		
機能	DVD-ROM/DVD-R/DVD-RW/CD-ROM/CD-R/CD-RW(読み込み)		
接続可能インターフェース	USB2.0およびUSB1.1		
リードスピード	最大8倍速(DVD-ROM) 最大24倍速(CD-ROM) 以上		
電源	USBバスパワー		

14)ネットワーク監視表示灯

仕 様		適合状況欄 見積機種/製品仕様を記述のこと	資料No.
見積時選定機種			
数量		1	
※以下の欄での記述は、1台あたりの仕様・数量を記述する			
本体外観		机上設置型	
通報機能		音、光(発光色:赤, 黄, 緑)	
インターフェース	Ethernet	10BASE-T/100BASE-TX(自動切替) 以上	
対応プロトコル		HTTP・RSH・SMTP・SNMP	
その他		Webブラウザ上で本体設定が可能なこと	

15)運用端末

仕 様		適合状況欄 見積機種/製品仕様を記述のこと	資料No.
見積時選定機種			
数量		1	
※以下の欄での記述は、1台あたりの仕様・数量を記述する			
本体外観		ノートブックパソコン	
CPU	プロセッサ種別	第13世代Intel Core i7プロセッサ以上	
	プロセッサ数	搭載:1以上	
メモリ	容量	搭載:16GB以上	
SSD	論理容量	512GB以上	
リムーバブル記憶装置		DVDスーパーマルチドライブ	
インターフェース	Ethernet	1000BASE-T	
	USB	2ポート以上	
マウス		USB光センサーマウス	
キーボード		テンキー付きキーボード	
表示機能	最大解像度	1920×1080(1,677万色)以上	
電源		バッテリーパックまたはAC100～240V±10%、50/60Hz(ACアダプタ経由)	
バッテリー		リチウムイオンバッテリー	
搭載OS		Windows 11Pro	
その他		再セットアップ用媒体	

16)監視用端末

仕 様		適合状況欄 見積機種/製品仕様を記述のこと	資料No.
見積時選定機種			
数量		1	
※以下の欄での記述は、1台あたりの仕様・数量を記述する			
本体外観		デスクトップパソコン	
CPU	プロセッサ種別	Intel Core i7プロセッサ以上	
	プロセッサ数	搭載:1以上	
メモリ	容量	搭載:16GB以上	
SSD	論理容量	512GB以上	
	RAID	RAID1もしくはRAID5	
リムーバブル記憶装置		DVDスーパーマルチドライブ	
インターフェース	Ethernet	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T以上	
	USB	2ポート以上	
	ディスプレイ	DisplayPort ×2 以上	
マウス		USB光センサーマウス	
キーボード		USB109キーボード	
ディスプレイ		21.5型ワイド 以上 (DisplayPort搭載) ×2 (デュアルディスプレイにて使用)	
表示機能	最大解像度	1,920×1,080(1,677 万色) 以上	
電源		AC100V±10%、50/60Hz	
搭載OS		Windows 11Pro	
その他		再セットアップ用媒体	

17)プリンタ

仕 様		適合状況欄 見積機種/製品仕様を記述のこと	資料No.
見積時選定機種			
数量	1		
※以下の欄での記述は、1台あたりの仕様・数量を記述する			
本体概要	A3対応モノクロプリンタ		
プリント方式	LED乾式電子写真方式		
解像度	1,200dpi × 1,200dpi以上		
インターフェース	Ethernet	1000BASE-T × 1以上	
	USB	USB3.0 × 1以上	
連続プリント速度	片面 A4 横:39 頁/分 以上		

(様式17)

1)運用管理ソフトウェア

会社名: _____

項目	仕様内容	適合状況欄 見積製品/製品仕様を記述のこと	資料No.
必須環境	Windows Server 2019/2022/2025、およびWindows Server 2025 Hyper-Vをサポートしていること。		
ソフトウェア要件	物理サーバやストレージ、ネットワーク機器といった物理ハードウェアだけではなく、Windows Server 2025 Hyper-Vや他の仮想化ソフトを利用した仮想マシンの稼働状況も同一のコンソールから一元管理ができること。		
	物理サーバの負荷状態を監視し、高負荷を検出した場合にはライブマイグレーションにより仮想マシンを再配置して全体的な負荷の平準化を図れる機能を有すること。		
	仮想マシンの作成や電源管理、起動・再起動、シャットダウン、ライブマイグレーション等が行えること。		
	障害検出時に、メールでの通知や、ネットワーク監視表示灯との連携が可能であること。		
	後述する「サーバ監視ソフトウェア」「ネットワーク監視ソフトウェア」「ストレージ管理ソフトウェア」と連携を行うことができ、発生したイベントを統合的に見ることができること。		
システムの使用状況に応じて仮想マシンを動的に再配置し、余剰サーバをシャットダウンすることにより稼働効率と省電力を両立できること。			

2)サーバ監視ソフトウェア

項目	仕様内容	適合状況欄 見積製品/製品仕様を記述のこと	資料No.
必須環境	Windows Server2019/2022/2025、Red Hat Enterprise Linux 8/9、およびWindows Server 2025 Hyper-Vをサポートしていること。		
ソフトウェア要件	物理サーバおよび仮想マシン全体に対して以下に示す監視/機能が行えること。		
	ハードウェアの構成情報をきめ細かく監視できること。		
	ハードディスクエラー等の警告を通報できること、またCPUやメモリなどのシステムリソースを定期的に監視し障害発生時に管理者へ通報できること。		
	Windowsサービス監視、プロセス監視、サービスポート監視ができること。		
	障害発生時に障害内容や障害箇所などをメッセージボックスとSNMPで管理者に通報できること。		
	監視対象機器の状態が視覚的に把握できること。		

3) ネットワーク監視ソフトウェア

項目	仕様内容	適合状況欄 見積製品/製品仕様を記述のこと	資料No.
必須環境	Windows Server 2025をサポートしていること。		
ソフトウェア要件	SNMPプロトコルを利用してネットワーク機器の監視が行えること。		
	ネットワークの構成をビジュアルに表示可能であること。		
	ネットワーク機器の構成情報(IPアドレス・SNMPコミュニティ名・SWバージョン等)のインポート・エクスポートが行えること。		
	ネットワーク機器のダウンやネットワークの異常トラフィック等が発生した際に管理者へ通報できること。		
	トラフィック情報を収集し性能レポートを自動生成可能なこと。		
	監視画面上で行われた操作および自動実行された処理に対して、操作内容、結果の履歴等をログとして自動記録することにより、ネットワーク運用管理のオペレーションに関する証跡管理を行うことができること。		

4)ストレージ管理ソフトウェア

項目	仕様内容	適合状況欄 見積製品/製品仕様を記述のこと	資料No.
必須環境	Windows Server 2025をサポートしていること。		
ソフトウェア要件	ストレージの設定および管理が行えること。		
	構成要素とその状態をビジュアルで表示可能であり、また、障害を検出したときにはメッセージやアイコン表示にて通知できること。		
	ストレージの性能情報蓄積、性能分析支援、およびリアルタイムな性能監視を行い、設定したしきい値を越えた時には、メッセージやアイコン表示にて通知できること。		
	誤アクセス・不正アクセスを防止するために、物理サーバが使用する論理ディスクを設定・制限することができること。		
	二次キャッシュに関連する性能情報を取得・分析できること。また、この結果を基に、二次キャッシュの使用状況を把握できること。		

5)ストレージ接続パス制御ソフトウェア

項目	仕様内容	適合状況欄 見積製品/製品仕様を記述のこと	資料No.
必須環境	Windows Server 2025 Hyper-Vをサポートしていること。		
ソフトウェア要件	ストレージとサーバ間のアクセスパス上で障害が発生した場合に自動的にアクセスパスの代替が行えること、また、ストレージとサーバ間で複数のアクセスパスを同時に使用しI/Oトラフィックを各アクセスパスに分散できること。		

6)バックアップソフトウェア

項目	仕様内容	適合状況欄 見積製品/製品仕様を記述のこと	資料No.
必須環境	バックアップサーバ側はWindows Server 2025に対応していること。また、バックアップのクライアントとしてWindows Server 2019/2022/2025、Red Hat Enterprise Linux 8/9、およびWindows Server 2025 Hyper-Vに対応していること。		
ソフトウェア要件	全ての物理サーバおよび仮想化統合サーバ上のゲストOSのバックアップとリカバリを効率的に集中管理できること。		
	Oracleデータベースをオンラインバックアップできること。		
	仮想テープ装置や重複排除機能を持つストレージをバックアップ装置として利用できること。		
	スケジュール設定によりバックアップ運用の自動化が行えること。		
	物理サーバのイメージリストア(ベアメタルリストア)機能があること。		
	Cluster shared volumes(CSV)をサポートしていること。		
	バックアップは、スナップショット、ボリューム単位、ファイル単位及びそれぞれの増分に対応すること。		

6)バックアップソフトウェア(前頁の続き)

項目	仕様内容	適合状況欄 見積製品/製品仕様を記述のこと	資料No.
ソフトウェア要件	バックアップ結果を管理者に通知できること。		
	複数のバックアップジョブを並列で実行できること。		
	フルバックアップと差分バックアップをディスク上に保存し、それらを合成して最新のフルバックアップを生成できること。		
	バックアップ対象機器にインストールされたエージェントのバージョンが2つ前までの旧バージョンであっても互換性があり動作すること。		

福島県事業執行管理システム等機器賃貸借に関する契約書（案）

福島県（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）
は、乙所有の電子計算機器の賃貸借、保守及びプログラムプロダクトの使用権許諾、運用保守に関し、次のとおり契約を締結する。

（総則）

- 第1条 甲に対する装置の賃貸借及び保守並びにプログラムプロダクトの使用、運用保守に関する契約の内容については、この契約書に定めるもののほか、「福島県事業執行管理システム等機器賃貸借仕様書」、「個人情報取扱特記事項」によるものとする。
- 2 この契約において、プログラムプロダクトとは、機械の読み取り得るプログラム及びこれに関連する資料をいうものとする。
 - 3 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
 - 4 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本国通貨とする。
 - 5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

（賃貸借期間）

- 第2条 この契約の賃貸借期間は、令和9年1月1日から令和13年12月31日までとする。ただし、翌年度以降この契約に係る予算の減額又は削除があった場合、甲はこの契約を解約できるものとする。
- 2 前項ただし書きの場合において、甲はこれによって生じた乙の損害については、その責めを負わない。

（賃貸借物件）

- 第3条 甲は、乙の提供する「福島県事業執行管理システム等機器賃貸借及び運用保守業務仕様書」に記載の装置（以下「機器等」という。）を賃借し、乙はこれを賃貸する。

（使用権）

- 第4条 甲は、乙の提供する「福島県事業執行管理システム等機器賃貸借及び運用保守業務仕様書」に記載のプログラムプロダクトを使用する。
- 2 乙が甲に許諾する使用権とは、甲がプログラムプロダクトを装置において独占的に使用する権利であり、装置以外で使用する場合は、この契約により許諾された使用権とは別の使用権の設定を必要とする。ただし、装置が保守サービス又は故障等により使用できない場合は、一時的に他の装置で使用できるものとする。

（設置場所）

- 第5条 この契約による機器等の設置場所は、福島県の指定する場所とする。

（設置）

- 第6条 この契約による機器等の設置、及び契約の終了又は解約による機器等の撤去は乙が行うも

のとし、「福島県事業執行管理システム等機器賃貸借及び運用保守業務仕様書」に従い、装置の設置及びプログラムプロダクトのインストールを行うとともに、装置の正常な運用ができるよう必要な調整を行うこととする。

- 2 甲は、乙が前項に定める業務に遅延をきたしたとき、または、隠れたる瑕疵により装置等の運用及び操作に不能を生じたときは、乙に対して、直ちに装置の設置等を完了すること、または修理、交換等の必要な措置を講ずべきことを請求できるものとし、乙は直ちに必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の事由により甲に損害が生じた場合、甲は、乙にその損害の賠償を請求できるものとする。

(機器等の保守)

第7条 乙は、「福島県事業執行管理システム等機器賃貸借及び運用保守業務仕様書」に従い、装置の正常な運用を保持するため、万一の故障に即座に対処できる体制を整えておかなければならない。

- 2 乙は、装置の故障により、甲の業務の遂行に支障が生じたときは、直ちに甲の業務の遂行に必要な措置を休日・夜間等にかかわらず講じなければならないものとする。この場合において、甲がその責めを負わない装置の故障によるときは、装置の修理等に要する費用は乙の負担とする。

(プログラムプロダクトの保守)

第8条 乙は、プログラムプロダクトについて、「福島県事業執行管理システム等機器賃貸借及び運用保守業務仕様書」に従い、乙の負担において保守を行うものとする。

(賃貸借料、保守料及び使用料、運用保守料)

第9条 この契約にかかる装置の賃貸借料、保守料及びプログラムプロダクトの使用料、運用保守料は、次のとおりとする。

契約金額内訳

区分		金額	左のうち消費税及び地方消費税の額
契約金額		円	円
内 訳	機器等の賃貸借料	円	円
	機器等の保守料	円	円
	プログラムプロダクト使用料	円	円
	プログラムプロダクト保守料	円	円
	運用保守料	円	円

※) 機器等の賃貸借料には据付及び調整経費を含む。

※) プログラムプロダクト使用料にはインストール及び設定経費を含む。

- 2 賃貸借期間に1か月未満の端数を生じる場合、又は乙の責めに帰すべき理由により装置を使用できなかった期間がある場合（装置を使用できなかった期間が、1か月に3日以上あった場合に限る。）は、当該月の暦日数を分母とする日割計算により算出するものとする。

（月額料金の請求及び支払い）

第10条 この契約において甲が乙に支払う賃貸借料月額及び保守料月額並びに使用料月額、運用保守料月額（以下あわせて「月額料金」という。）は、別紙「月額料金内訳」のとおりとする。

- 2 乙は、当該月にかかる月額料金の請求を翌月10日までに甲に対して行うものとし、甲は、乙の請求書を受領した日から30日以内にこれを支払うものとする。
- 3 甲がその責めに帰すべき理由により、月額料金の支払いを遅延したときは、乙は甲に対し、前項の期間満了の翌日から起算して支払日の日まで、契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）で算定した遅延利息を請求できるものとする。

（契約の保証）

第11条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号に掲げるいずれかの保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納付
 - 二 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
 - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実に認める金融機関の保証
 - 四 この契約による債務の不履行により生ずる損害を補てんする履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額の100分の5以上としなければならない。
 - 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の5に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。
 - 5 甲は、福島県財務規則（昭和39年福島県財務規則17号）第228条の規定により乙が納入しなければならない契約保証金の納付は、同規則第229条第1項第4号の規定により免除する。

（機能の保障）

第12条 乙は、装置の故障が長時間にわたり、保守に日時を要して、甲の業務に支障をきたす場合は、甲の求めにより、乙の負担において、代替装置の使用を認め、又は装置の入替えを行う等、誠意をもって善処しなければならない。

（プログラムプロダクトの複製）

第13条 甲は、装置を使用するうえで必要とされる場合、又は保管の場合に限り、プログラムプロダクトを複製できるものとする。

(追加又は取替)

第14条 装置及びプログラムプロダクトの追加又は取替えの必要が生じた場合は、甲乙協議して措置するものとする。

(他の機械器具の取り付け及び装置の移転等)

第15条 甲において、装置に他の機械器具を取付ける場合、装置を改造する場合、本設置以降に装置の据付場所を移転する場合、又はプログラムプロダクトを自己の用に供するために変更する場合は、あらかじめ文書により乙の承諾を受けるものとする。

2 前項の場合に要する費用は、甲の負担とする。

(善良な管理者としての義務)

第16条 甲は、装置を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 乙は、甲の故意又は過失によって装置が損害を受けあるいは欠損を生じた場合、又はプログラムプロダクトにかかる乙の権利が侵害された場合は、甲にその賠償を請求できるものとする。

(立入権及び秘密保持)

第17条 乙は、装置の及びプログラムプロダクトの引渡し、保守、管理のため、装置の据付場所に立入ることができる。

2 前項によって立入る者は、身分証明書を携行するとともに、据付場所への入退室に関する規定等を遵守しなければならない。

3 乙は、前項の立入りに際して知り得た業務上の資料又は知識を第三者に漏洩し、又は甲の承諾なく公表してはならない。

この契約終了後もまた同様とする。

4 甲は、プログラムプロダクト及びその複製物の全てを秘密扱いとし、これを第三者に開示してはならない。

(権利義務の移転禁止)

第18条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。ただし、装置の設置及び保守に関して、あらかじめ書面により甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(資料等の提供及び返還)

第19条 甲は乙に対し運用保守の履行に必要な資料、情報等(以下「資料等」という。)を無償で提供するものとする。

2 乙は、運用保守の履行上不要となった資料等があるときはこれを遅滞なく甲に返還しなければならない。

(情報の管理)

第20条 乙は、この契約の履行により蓄積される情報の保存・管理等に関しては、善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

- 2 乙は、甲から提供を受けた資料等を甲の事前の書面による承認を得ず、複写若しくは複製をし、又は乙の業務を行う場所から持ち出してはならない。
- 3 乙は、第25条の規定により、契約が解除された場合、又は本契約が終了した場合においては、第1項の情報について、その保全に努めるとともに、甲の指示に従い、これら甲の所有に係る情報を返還し、又は甲の指定する第三者への引継ぎに支障のないように努めるものとする。
- 4 前項の場合、情報を保全、返還及び承継する方法及びこれに要する費用は、甲乙が協議の上これを定めるものとする。

(事故等の報告)

第21条 乙は、業務を行うにあたり常に事故又は災害の防止に努めるとともに、業務の遂行に支障が生じる恐れのある事故又は災害の発生を知ったときは、その事故又は災害発生の帰責の如何に関わらず直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って応急処置を施した後に、遅滞なく書面により甲に詳細な報告を行わなければならない。その場合、乙は今後の対応方針案を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(乙の業務内容の変更等)

- 第22条 甲は、必要があるときは、乙の業務内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、甲及び乙が変更等の内容が契約に定める金額、履行期限及びその他契約条件に影響を及ぼすと判断したときは、変更契約を締結するものとする。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し損害の賠償を請求することができる。この場合の損害の賠償額については、甲乙協議して定める。

(危険負担)

第23条 天災その他不可抗力により装置の滅失き損を生じた場合は、乙の負担とする。

(契約の解除)

第24条 甲は、自己の都合によりこの契約を解除しようとするときは、3か月前に文書をもって乙に通告しなければならない。

(発注者の解除権)

第25条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 乙の責めに帰する事由により契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められたとき。
- 二 乙が契約の事項に違反したとき。
- 三 天災地変、その他甲・乙双方の責めに帰することができない事由によりこの契約の履行が不能になったとき。
- 四 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の事由のうち、乙の責めに帰する事由により契約を解除した場合、乙は、以後の契約料を甲に請求できないものとする。

甲・乙双方の責めに帰することができない事由により契約を解除した場合、甲・乙は、以後の契約料について、動産総合保険で補償された額を除き、2分の1の金額を各々負担するものとする。

（装置の返還）

第26条 甲は、契約の解除により装置を返還する場合は、装置を現状に回復して返還するものとする。

2 装置の返還に要する荷造り及び運送の費用は、乙の負担とする。

（使用権の消滅）

第27条 プログラムプロダクトの使用権は、この契約の解除日をもって消滅するものとする。

2 甲は、契約が終了したプログラムプロダクト及びその複製物の全てにつき、直ちに破棄する。

（契約違反）

第28条 甲及び乙は、相手方がこの契約に違反した場合は、相手方に催告を行ったのち、なお履行の誠意がないと認めたときは、文書をもって通告し、この契約を解除することができるものとする。

（損害賠償）

第29条 前条の解除によって甲が損害を受けたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない

い。

- 2 甲の故意又は過失によって装置が損害を受け又は欠損があった場合は、乙は、甲に対して損害の賠償を請求することができるものとする。
- 3 乙の責めに帰すべき理由による装置の調整及び修理又は安全性の確保の遅延等により、甲に損害を与えたときは、甲は、乙に対して、損害の賠償を請求することができるものとする。

(談合による損害賠償)

第30条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第16条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りではない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(合意管轄裁判所)

第31条 本契約に関し訴訟の必要が生じた場合は、甲の本庁舎所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

(協議)

第32条 この契約に定めのない事項又は契約の履行につき疑義を生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

上記の契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 福島市杉妻町2番16号
福島県
福島県知事 内堀 雅雄

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃

棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

- 2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

- 第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査等)

- 第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。
- 2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

- 第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

- 第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。
- 2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

- 第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

- 第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく

甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

